



虐待相談への対応・調査

- 原則、48時間以内に子供の安全確認を実施
- 拒否の場合、立入調査、臨検・捜索等の法的手段（警察と連携、所を挙げての対応）を行使
- 面接には専門性（虐待を行う親から事情を聞き出すスキル、虐待のリスクの見立て等）が必要
医療機関からの通告では医学的知見、性的虐待では専門的な面接技法等が必要
- 援助方針の決定には、各専門職による診断（社会診断、心理診断、医学診断、行動診断）が必要
- 同時多発的なケース、転居を繰り返すケース等では、広域的な調整機能や中央児童相談所によるバックアップ機能が必要

一時保護

- 保護者の同意を得ずに一時保護する場合も多く、保護者からの威嚇や粗暴な行為に直面
- 一時保護に納得しない保護者の一部は、審査請求や訴訟を提起
- 保護者が子供を奪回する行動に出るおそれがある場合は、住所地から離れた一時保護所を選定するなどの広域的な調整が必要
- 一時保護された子供の中には、虐待の影響で情緒的不安定さや粗暴さが表出する場合もあり、一時保護所における個別対応が必要

施設入所等

- 保護者から同意が得られない場合、児童福祉法第28条の規定に基づく家庭裁判所への申立が必要。医療ネグレクト等、状況によっては親権一時停止の申立でも必要
- 家庭裁判所への申立手続きには、非常勤弁護士と連携しながら緻密な調査資料の作成、児童福祉審議会への諮問、答申が必要
- 保護者に施設を秘匿しなければならないケースは、住所地から離れた施設に入所させるなど、広域的な施設選定が必要
- 里親委託については、里親の登録から委託、その後の支援までを一貫して対応
区域外委託の場合は、里親担当と委託対象児童担当の児童福祉司が異なり、連携が必要

入所中のケア・家庭復帰への取組

- 情緒的な問題を持つ子供が思春期に入り、行動上の問題を起こして集団生活が行えない場合や、発達障害や知的障害を持つ子供が、施設での生活が困難になる場合も発生し、個別に心理的ケアなどが必要
- 施設での不調状態が起きた場合は、子供を一時保護したり、別の施設へ措置変更を行うことが必要
- 家庭復帰に向けては、保護者や子供の心理状況を確認しつつ、段階的な親子の交流やカウンセリング等の実施が必要
- 家庭復帰後は、地域の関係機関と連携して家庭訪問を行うなど、継続した支援が必要